

京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化  
簡易型 ESCO 事業（その 2）

公募型プロポーザル審査要領

令和 3 年 6 月

京 都 市

## 京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その2）

### プロポーザル審査要領

京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その2）に係るESCO事業提案書の審査は、京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その2）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

#### 1 審査委員会

- (1) 審査委員会は、別表第1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査委員会には、審査委員長を置き、環境政策局地球温暖化対策室担当部長が務める。
- (3) 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、審査委員長が定める。
- (5) 審査委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定めるものとする。
- (7) 提案者から提出されたESCO事業提案書について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、審査委員会は提案者からヒアリングを行うことができることとする。なお、当該ヒアリング開催の有無は、審査委員長が決定するものとする。

#### 2 ESCO事業提案書の審査及び選定

##### (1) 審査の方法

審査委員会は、評価基準を基に、実施体制、技術提案、省エネルギー効果、事業費、15年間の事業効果について、総合的にESCO事業提案書の審査を行う。

- ア 審査の結果、各審査員の評価を合計した点数（評価点）により順位を付する。
- イ 評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である提案者を上位として順位を付する。
- ウ 第一位の提案を行った提案者を最優秀提案者と、第二位の提案を行った提案者を優秀提案者として選定する。
- エ 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。
- オ 応募が1者の場合でも審査・選定を行う。

##### (2) 評価基準

評価基準は、以下のとおりとし、別表第2の評価基準に従って審査を行う。

##### ア 事業実施体制評価

###### (ア) ESCO事業の実施実績について

代表企業のESCO事業の実施実績を評価する（平成23年4月1日以降に契約し、参加表明書提出時点までに1年以上の事業期間を経過したもの又は事業が完了しているものに限る。）。評価は様式に記載のESCO実績について、その件数（契約書の写しにより確認できるものに限る。）により評価を行う。

###### (イ) 大規模な照明設備LED化事業（1件当たり500台以上）の実績について

代表企業の大規模な照明設備LED化事業（照明器具の台数として500台以上のLED化を実施するリース又は工事（元請けの場合に限る。）等）を実施した実績を評価する（平成23年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに1年以上の事業期間を経過したもの又は事業が完了しているものに限る。）。様式に記載の大規模な照明設備LED化事業の実績について、その件数（契約書の写しにより確認できるものに限る。）により評価を行う。

(ウ) 代表企業の所在地

代表企業の所在地により評価を行う。

(エ) 代表企業を含む構成員の市内中小企業割合

代表企業を含む構成員のうち、市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業※（以下「市内中小企業」という。）の占める割合により評価を行う（複数の役割を担う構成員については役割ごとに1社として割合を算定する。）。

※中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

(オ) 市内中小企業の予定施工割合

本事業による照明器具設置台数に占める市内中小企業の設置台数の割合を評価する。なお、設置する事業者の判断は、施工役割を担当する事業者が直接施工する照明器具については、その事業者が市内中小企業であるか否かで判断し、直接施工しない台数については、施工役割を担当する事業者が直接再委託する事業者（一次下請け業者）が、市内中小企業であるか否かで判断することとする。

なお、本項目については、完了検査時に実際の施工割合（照明台数の変更があった場合には変更後の照明台数による）の確認を実施する。

イ 技術的評価

(ア) 工程管理及び品質管理に関する留意点及び対策

工程管理・品質管理に関する留意点が具体的に示され、効果的な対策が講じられているかを評価する。

(イ) 安全管理及び緊急時に関する留意点及び対策

安全管理・緊急対応に関する留意点が具体的に示され、効果的な対策が講じられているかを評価する。

ウ 省エネルギー効果

対象施設全体の電気使用量に対する削減割合について、本市の様式（エクセルシート）により計算された削減率により、評価を行う。

エ 財政的評価

(ア) 事業費

事業者から提案された提案見積金額により評価を行う。ただし、この金額はそのまま契約金額になるのではなく、この金額の内訳を基本として、詳細調査後に確定する種類、数量により最終的な契約金額を協議により決定する。

(イ) 15年間の事業効果額（本市の計算式に基づく）

本市の様式（エクセルシート）により計算された15年間の事業効果額により、評価を行う。

### 3 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、提案者に文書で通知する。最優秀提案者に対しては様式第1号により、優秀提案者に対しては様式第2号により、最優秀提案者及び優秀提案者以外の者に対しては様式第3号により通知する。
- (2) 審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

別表第 1

環境政策局地球温暖化対策室担当部長
環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
環境政策局環境企画部環境総務課人材育成・監察・業務改革担当課長
文化市民局地域自治推進室区政推進課区総合庁舎整備・事業推進担当課長
都市計画局公共建築部公共建築整備課長

## 評価基準

1 事業実施体制評価 (配点: 5点×3項目+10点×2項目=35点)						評価対象 提出書類
(1) 代表企業の過去10年間におけるESCO事業の実績	S (5点)	A (3点)	B (1点)			
	実績が2件以上ある	実績がある	実績なし			様式第8号
(2) 代表企業の過去10年間における大規模な照明設備LED化事業(500台以上)の実績	S (5点)	A (3点)	B (1点)			
	500台以上の実績が2件以上ある	500台以上の実績がある	500台以上の実績がない			様式第8号
(3) 代表企業の所在地	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
	本店又は主たる事務所が京都市内にある	営業所が京都市内にある	本店又は主たる事務所が京都府下にある	営業所が京都府下にある	京都府下に本店等がない	様式第6号 ほか
(4) 代表企業を含む構成員の市内中小企業の割合 ※複数の役割を担う構成員については、役割ごとに1社として算定	S (10点)	A (8点)	B (6点)	C (4点)	D (2点)	
	100%	75%以上	50%以上	25%以上	25%未満	様式第6号
(5) 市内中小企業の予定施工割合	S (10点)	A (8点)	B (6点)	C (4点)	D (2点)	
	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	様式第12号 (完了検査において資料を求める。)
2 技術的評価 (配点: 5点×2項目=10点)						評価対象 提出書類
(1) 工程管理, 品質管理に関する留意点及び対策	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足	様式第14号
(2) 安全管理, 緊急対応に関する留意点及び対策	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足	様式第15号

3 省エネルギー効果（配点：20点×1項目=20点）						評価対象 提出書類
対象施設全体の電気使用量に対する削減割合（本市の計算式に基づく）	S（20点）	A（16点）	B（12点）	C（8点）	D（4点）	様式第17号
	24% 以上	23% 以上	22% 以上	21% 以上	20% 以上	
4 財政的評価（配点：30点×2項目=60点）						評価対象 提出書類
(1)事業費	$\frac{\text{（予定価格－当該提案者の提案見積金額）}}{\text{（予定価格－全参加者の提案見積金額の最低額）}} \times 30 \text{ 点}$ （注）小数第2位以下切り捨て。提案者が1者のときは30点とする。					様式第12号
(2)15年間の事業効果額（本市の計算式に基づく）	$\frac{\text{（当該提案者の事業効果額－全参加者の事業効果額の最低額）}}{\text{（全参加者の事業効果額の最高額－同最低額）}} \times 30 \text{ 点}$ （注）小数第2位以下切り捨て。提案者が1者のときは30点とする。					様式第18号
合計点数	点／125点					

（注）1 1（1）がB評価かつ1（2）がB評価の場合は、失格とする。

2 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。

(様式第1号)

第 号  
令和 年 月 日

様

京都市環境政策局  
地球温暖化対策室担当部長

京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その2）  
に係る最優秀提案者の決定について（通知）

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その2）に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、貴社を代表者とするグループを最優秀提案者として決定いたしましたので、お知らせいたします。

(本件担当)

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地

京都朝日会館5F

京都市環境政策局地球温暖化対策室

エネルギー事業推進担当

TEL：075-222-4555

FAX：075-211-9286

電子メール：[ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)



(様式第 2 号)

第 号  
令和 年 月 日

様

京 都 市 環 境 政 策 局  
地球温暖化対策室担当部長

京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）  
に係る優秀提案者の決定について（通知）

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、貴社を代表者とするグループを優秀提案者として決定いたしましたので、お知らせいたします。

(本件担当)

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地

京都朝日会館5F

京都市環境政策局地球温暖化対策室

エネルギー事業推進担当

TEL : 075-222-4555

FAX : 075-211-9286

電子メール : [ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)

(様式第 3 号)

第 号  
令和 年 月 日

様

京 都 市 環 境 政 策 局  
地球温暖化対策室担当部長

京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）  
に係る審査結果について（通知）

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、残念ながら今回は貴社を代表者とするグループは、最優秀提案者及び優秀提案者として選定するに至りませんでしたので、お知らせいたします。

貴社を代表者とするグループの今回の真摯な取組に対し、また、提案書作成等に貴重な時間と労力を注がれたことに対して心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市環境政策の推進に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(本件担当)

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地

京都朝日会館5F

京都市環境政策局地球温暖化対策室

エネルギー事業推進担当

TEL：075-222-4555

FAX：075-211-9286

電子メール：[ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)